

[報告]

受動喫煙のない職場を目指して

宮城県赤十字血液センター
中川國利, 佐藤優衣, 佐々木敦, 中島信雄, 澤村佳宏

Towards the workplace without the passive smoking

Miyagi Red Cross Blood Center
Kunitoshi Nakagawa, Yui Sato, Atsushi Sasaki,
Nobuo Nakajima and Yoshihiro Sawamura

抄 錄

宮城県赤十字血液センターの受動喫煙のない職場への取り組みを紹介する。平成26年衛生委員会で敷地内全面禁煙を決議し、全職員に各種会議やメールで通達するとともに所内に禁煙ポスターを掲示した。しかし効果が限られたため、平成29年全職員を対象に意識調査を行った。その結果、禁煙者は勤務時間帯の喫煙に対して否定的な面に対し、喫煙者は職場離脱、喫煙者自身の健康、および受動喫煙の影響に対する意識の低さが見られた。そこで禁煙に関する研修会を開催するとともに、規制内容を詳細に記載したポスターに変更した。平成30年に再施行した意識調査では、勤務時間帯の喫煙者は皆無となり、喫煙本数も喫煙者の77%で減少するなど、喫煙者自身の意識や行動も変わった。また全回答者の41%で職場環境が改善したと答えた。受動喫煙のない職場、さらには完全禁煙を目指し、今後も定期的に禁煙に対する研修会や意識調査を行う必要がある。

Key words: passive smoking, workplace without passive smoking,
non-smoking movement

【緒 言】

たばこの煙は有毒成分やニコチン依存症などを通してさまざまな病気や障害を引き起こすため、大きな社会問題となっている¹⁾。また日本を含む全世界の赤十字社が共有する7基本原則の1つである人道では、「人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努める」と謳っている。

そこで日本赤十字社の血液事業を担う宮城県赤十字血液センターが取り組んでいる、受動喫煙に

よる苦痛の予防と軽減、さらには喫煙者自身の健康増進を目指した受動喫煙のない職場づくりを紹介する。

【対象と方法】

対象は当センターに所属する非正規職員を含む全職員とした。

方法は職員の意識や行動の変化に相応し、下記の期間ごとに方法を変えて受動喫煙のない職場づくりに取り組んだ。

1) 平成26年4月～平成29年2月

受動喫煙防止の社会的動きに相応し、平成26年4月当センターの衛生委員会で敷地内全面禁煙を決議した。決議内容を非正規職員含む全職員に各種会議やメールで通達するとともに、所内に敷地内禁煙のポスターを掲示した（図1左）。

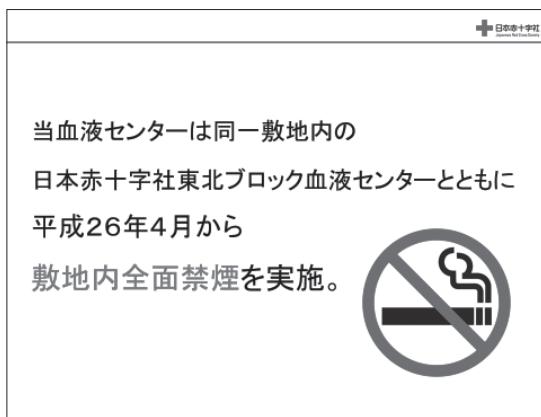
2) 平成29年3月～平成30年2月

平成29年3月衛生委員会で討議の上、意識調査を行った（対象者137名中125名回答）。

意識調査の結果を衛生委員会で検討し、平成29年4月から喫煙者自身の健康増進、受動喫煙の防止および赤十字職員としての体面保持の観点から、勤務時間帯の喫煙（電子たばこを含む）、制服着用での喫煙、指定された喫煙場所以外での喫煙（路上や車両内など）を禁止事項に加え、所内の会議やメールで全職員に通知するとともに、規制内容を詳細に記載したポスターに変更した（図1右）。また産業医による禁煙相談窓口を開設するとともに、禁煙に関する研修会を開催した。

3) 平成30年3月以降

平成30年3月職員の意識変化を把握するため、意識調査を再度行った（対象者134名中117名回答）。



調査結果を所内の会議やメールで全職員に通知するとともに、喫煙者には産業医や医療機関での禁煙外来受診を勧めた。また当センターの取り組みを第42回日本血液事業学会総会で発表し、他センターから助言を仰いだ²⁾。

平成31年2月禁煙に関する研修会を開催した。また3月には3回目の意識変化を調査する予定であり、今後も職員の健康増進および職場環境の改善を目指す予定である。

【結果】

1) 平成26年4月～平成29年2月

屋内での喫煙は見かけられなくなったが、吸い殻が時に敷地内で見つかった。また所定勤務時間帯（本人は振替休憩時間と自己解釈）に職場を抜け出し、隣接する市道などで喫煙する職員が存在し、業務上における弊害もまれながら存続した。さらに市民から公道での赤十字マーク入り制服を着用した勤務時間帯喫煙が指摘されるなど、不適切な事例が散見された。

2) 平成29年3月～平成30年2月

平成29年3月の意識調査では喫煙者は20名、内19名が出社から退社までの時間帯に喫煙し、喫煙回数は1日平均2.1回であった。また所定の



左：平成26年作成、右：平成29年作成

図1 禁煙ポスター

休憩時間帯に限定した喫煙者6名32%（図2左），既成喫煙所での喫煙8名42%であった。設問「周りで喫煙されると不快を感じますか」では，喫煙者は「不快ではない」が75%を，禁煙者は「不快である」が60%を占めた（図3上）。設問「勤務時間帯の喫煙は業務に弊害がありますか」では，喫煙者は「弊害はない」が45%を，禁煙者は「弊害がある」が64%を占めた（図4上）。設問「勤務時間帯の喫煙は許されますか」では，喫煙者は「許されない」が15%であったのに対し，禁煙者では62%を占めた（図5上）。設問「制服・非喫煙所での喫煙は適切ですか」では，「適切である」は喫煙者を含めて皆無であった（図6上）。また設問「屋外喫煙所設置は福利厚生事業に該当しますか」では，喫

煙者の85%が「該当する」，禁煙者は63%が「該当しない」と回答した。以上の結果から，禁煙者は勤務時間帯の喫煙に対して否定的なのに対し，喫煙者は職場離脱，喫煙者自身の健康，および受動喫煙の影響に対する意識の低さが見られた。

勤務時間帯の周辺路上での喫煙は見かけられなくなり，業務においても弊害をきたすことはなくなった。さらにこれを機会に禁煙に取り組む職員も現れた。

3) 平成30年3月以降

平成30年3月の意識調査では，喫煙者は17名で，内13名が出社から退社までの時間帯に喫煙していたが，全員が所定休憩時間帯で（図2右），

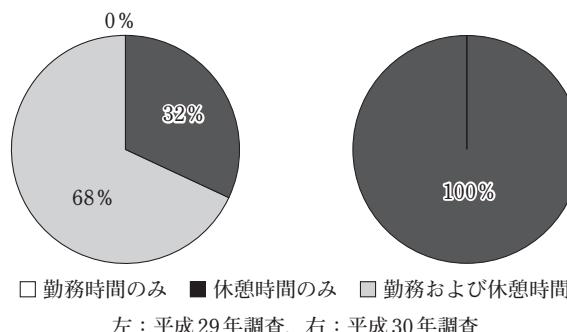
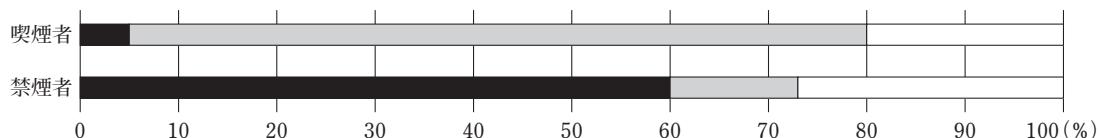


図2 喫煙する時間帯

平成29年意識調査



平成30年意識調査

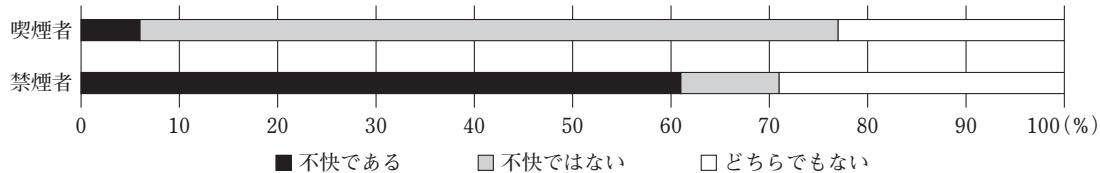


図3 設問：周りで喫煙されると不快を感じますか

既成喫煙所以外は1名のみ、13名中10名(77%)では1日当たりの喫煙本数が減少した。また喫煙者において、設問「勤務時間帯の喫煙は業務に弊害がありますか」では「弊害はない」が23%とほぼ半減した(図4下)。さらに設問「勤務時間帯の喫煙は許されますか」でも、喫煙者では「許される」が11%と半減した(図5下)。また設問「制服・非喫煙所での喫煙は適切ですか」では、喫煙者においても「適切ではない」は71%に達した(図6下)。さらに設問「1年前と比較して職場環境は改善しましたか」では、「大幅改善」「やや改善」を含めた「改善」が全回答者の41%を占めた(図7)。

以上の結果から、喫煙者においても勤務時間帯や制服・非喫煙所での喫煙に対する意識が変化し、所定勤務時間帯での喫煙はなくなり、喫煙本数も減少するなど喫煙行動も改善したことが判明した。

【考 察】

喫煙は基本的には個人の嗜好であるが、喫煙者自身の健康ばかりではなく、職場同僚や家族の健康さえ損なう。そこで厚生労働省は「禁煙支援マニュアル」¹⁾を作成し、禁煙に必要な基礎知識、実施方法、留意事項などを解説している。また受

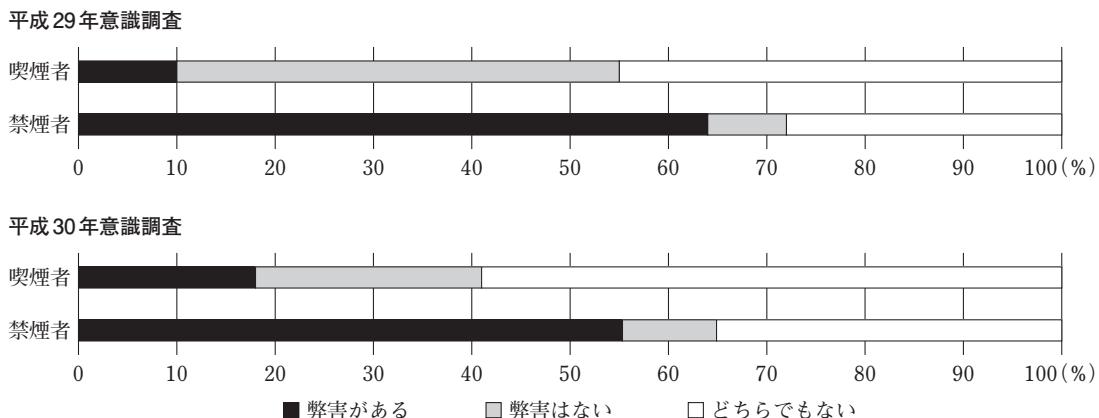


図4 設問：勤務時間帯の喫煙は業務に弊害がありますか

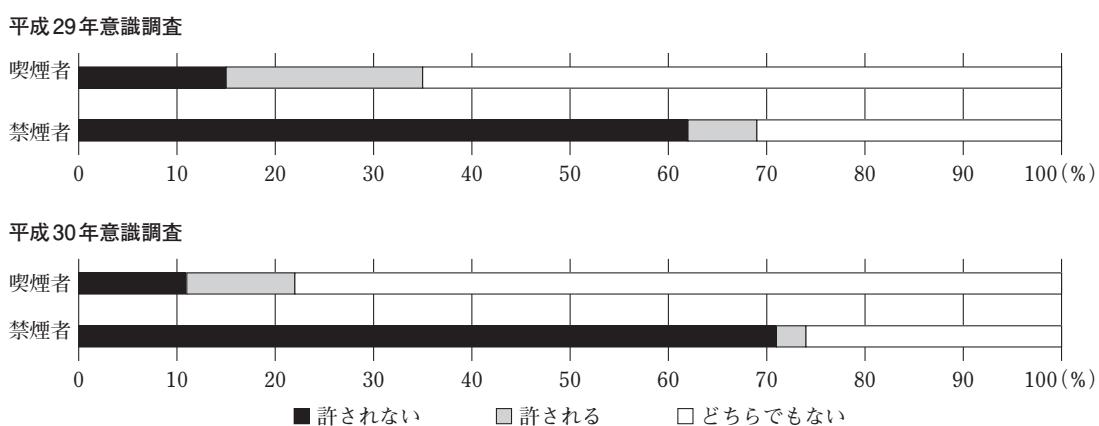


図5 設問：勤務時間帯の喫煙は許されますか

動喫煙防止対策に対するさまざまな支援事業を行っている³⁾。さらには2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、2018年健康増進法を改正して受動喫煙防止対策を強化した。人道を基本原則とする日本赤十字社の血液事業においても、受動喫煙のない健全な職場を目指し、さらには喫煙者自身の健康を守るため、禁煙に積極的に取り組む必要がある。

当センターでは平成26年から敷地内禁煙とし、禁煙ポスターを掲示した。しかし成果が限定的なため、さらなる改善を求めて禁煙に関する研修会や意識調査を行い、規制内容を詳細に記載したポスターに改めた。その結果、禁煙者は受動喫煙を考える機会となり、喫煙者も自身の健康に関心を

持つようになった。そして1年後の再意識調査では完全に禁煙できた職員はいなかったが、勤務時間帯の喫煙者は皆無となり、また1日当たりの喫煙本数も77%の喫煙者で減少した。さらには喫煙者を含む全回答者の41%が職場環境の改善を認識するようになった。

改善が進んだ理由としては、社会の禁煙意識の高まり、所内会議などでたばこの害や不適切な喫煙事例について議論を重ねたこと、喫煙による健康被害に関する研修会の開催や意識調査を繰り返したことなどがあげられる。また所長、事業部長、部長兼医務課長、総務課長を始めとした多くの幹部職員が禁煙者であり、とくに禁煙に積極的に取り組んだ事業部長の存在が大きい。さらには当セ

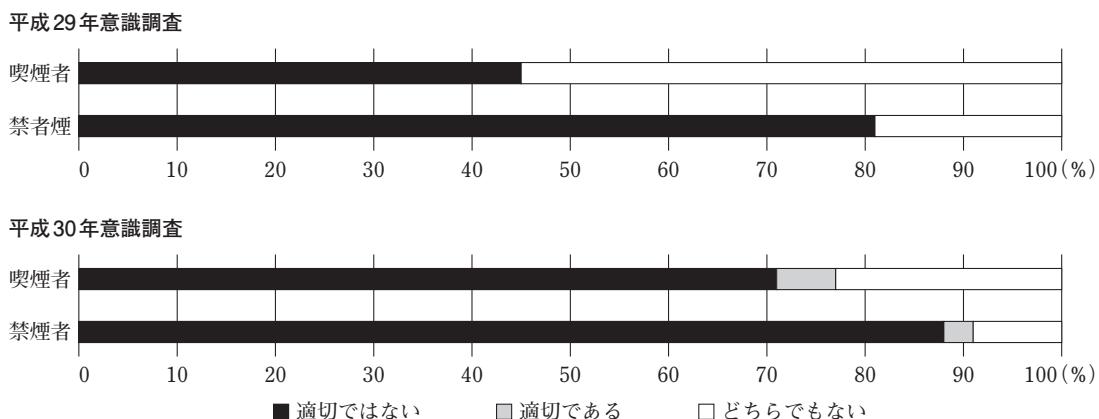


図6 設問：制服・非喫煙所での喫煙は許されますか

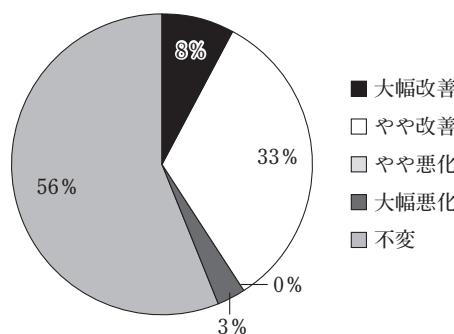


図7 1年前と比較した職場環境変化(平成30年)

ンター近隣にはコンビニなど、気軽に立ち寄れる既設喫煙所ではなく、休憩時間に喫煙するためには自家用車で遠方まで外出する必要があることもあげられる。

【結 語】

受動喫煙のない職場、最終的には完全禁煙を目指し、今後も継続的に禁煙に関する研修会や意識調査を行う必要がある。また当センターだけではなく、他センターを含む血液事業全体、さらには日本赤十字社全体の禁煙活動に発展することが望まれる。

文 献

- 1) 厚生労働省：禁煙支援マニュアル（第二版）.
2018.
<https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kin-en-sien/manual2/>
- 2) 佐藤優衣ほか：「2020年、受動喫煙のない社会を目指して」職員の健康増進＋職場環境改善への挑戦.

血液事業, 41(2), 527, 2018.

- 3) 厚生労働省：受動喫煙防止対策に対する厚生労働省の支援事業. 2018.
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html#02